

24中地交第9号
2025年2月20日

日本郵便株式会社 中国支社
支社長 砂 孝治 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
執行委員長 小野 康邦 ㊤

2025年春季生活闘争の要求

労働者の健康と生活を守るため、賃金、労働時間、休暇等について、以下の要求を提出しますので、3月12日までに中国支社として誠意ある回答を求めます。

記

- 1, 時給制契約社員の基本賃金について、基本給の下限額は200円を加えた金額とすること
- 2, スキル評価において、スキル評価Aランクに到達できない職種が存在する。社員のモチベーションのうえからもスキルAランクに到達できない職種を無くすないしAランク項目を設けること
- 3, 時給制契約社員の一時金の掛け率の0.3の根拠を説明するとともに、見直すこと
- 4, 深夜勤務専門に従事する期間雇用社員等が、勤務時間内に定期健康診断を受診できるように対策を講じること。また、勤務時間内に受診できない者には待機時間も含めて超勤措置を行うこと
- 5, 無期転換時における雇止め要件を撤廃すること
- 6, アソシエイト社員転換後、2年で正社員を希望する社員全員を正社員登用すること
- 7, 2024年度の中国支社管内における正社員登用受験者数及び合格者の男女別の比率を明らかにすること
- 8, 2025年度の中国支社管内における登用人数を明らかにすること
- 9, 一般職から地域基幹職への転換について、要件を緩和すること。なお、地域基幹職等への転換数を拡大するとともに、社員転換に向けた具体的イメージを描けるよう人材育成に力を入れること
- 10, 病気休暇付与の判断は病院等受診記録等で可とし、診断書の提出は連続5日以上取得の場合とすること

- 1 1, 自動車等通勤手当について、ガソリン価格が高騰した場合は差額分を加味したものを即時支給すること
- 1 2, 社員の安全を守るために、就業規則および身だしなみ基準において、胸章に氏名等を記載させないよう改正すること
- 1 3, 要員不足について、各局所の実態把握を行い、解消の具体的対策を明らかにすること
- 1 4, 要員不足・減区の実施に伴い、速達・レターパックプラスの遅配やレターパックライト等の不明瞭な取り扱いが散見される。支社としての考え方・指導方針を明らかにすること
- 1 5, 2024年度の中国支社管内における時間外労働の状況を明らかにすること
- 1 6, 年次有給休暇が取得できる要員措置を講じること
- 1 7, 2026年度の中国支社管内における新規採用者人数を明らかにすること
- 1 8, リファラル採用制度について、中国支社管内での採用人数を含め制度導入後の状況を明らかにすること
- 1 9, カムバック採用制度について、中国支社管内での採用人数を含め制度導入後の状況を明らかにすること
- 2 0, 2024年度の中国支社管内での正社員中途採用者人数を明らかにすること
- 2 1, 勤務時間インターバルについて施行実施の結果を明らかにすること。また、対象職種を拡大し、深夜勤務従事者は勤務間インターバルを13時間以上とすること
- 2 2, 36協定の締結にあたって「特別条項」はつけないこと
- 2 3, 台風、地震、集中豪雨、大雪等災害時や感染症が発生した場合は、安全を最優先し、人命を守る対応を迅速に行うこと。また、局ごとに違う対応にならないよう指導を徹底すること

以上